

所得段階別の介護保険料

【令和3年度から令和5年度までの基準額】年額 60,000 円（月額 5,000 円）

※表中、下線部は改正箇所

| 所得段階 | 対象者 | | 基準額に 対する割合 | 介護保険料（年額） | |
|---------------|---|----------------|-----------------------|------------------------|--|
| | | | | 改正前 | 改正後 |
| 第1段階 | 生活保護の受給者、老齢福祉年金受給者等、及び世帯全員が市民税非課税かつ本人年金収入等が80万円以下 | | 基準額×0.3 (基準額×0.5) | 18,720 円 (31,200 円) | <u>18,000 円</u> (<u>30,000 円</u>) |
| 第2段階 | 世帯全員が市民税非課税で、本人の年金収入等が | 80万円を超え120万円以下 | 基準額×0.5 (基準額×0.75) | 31,200 円 (46,800 円) | <u>30,000 円</u> (<u>45,000 円</u>) |
| 第3段階 | | 120万円を超える | 基準額×0.7 (基準額×0.75) | 43,680 円 (46,800 円) | <u>42,000 円</u> (<u>45,000 円</u>) |
| 第4段階 | 本人が市民税課税世帯であり、本人が市民税非課税で、本人年金収入等が | 80万円以下 | 基準額×0.9 | 56,160 円 | <u>54,000 円</u> |
| 第5段階 (基準額) | | 80万円を超える | 基準額×1.0 | 62,400 円 | <u>60,000 円</u> |
| 第6段階 | 本人が市民税課税で、合計所得金額が | 120万円未満 | 基準額×1.2 | 74,880 円 | <u>72,000 円</u> |
| 第7段階 | | 120万円以上210万円未満 | 基準額×1.3 | 81,120 円 | <u>78,000 円</u> |
| 第8段階 | | 210万円以上320万円未満 | 基準額×1.5 | 93,600 円 | <u>90,000 円</u> |
| 第9段階 | | 320万円以上400万円未満 | 基準額×1.7 | 106,080 円 | <u>102,000 円</u> |
| 第10段階 | | 400万円以上600万円未満 | 基準額×1.75 | 109,200 円 | <u>105,000 円</u> |
| 第11段階 | | 600万円以上 | 基準額×2.0 | 124,800 円 | <u>120,000 円</u> |

※（ ）内は、公費による軽減を反映する前の本来の調整率及び金額

※ 「本人年金収入等」は、課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計をいう。
ただし、その他の合計所得金額に給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額に所得金額調整控除を加えて得た額から10万円を控除する（控除後の額が0円を下回る場合は、0円とする）。

※ 合計所得金額に給与所得又は公的年金等に係る雑所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額又は公的年金等所得の合計額から10万円を控除する（控除後の額が0円を下回る場合は、合計所得金額を0円とする）。